

令和 6 年度 第 2 回環境審議会 会議概要

○議事日程

令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）午後 2 時開会 午後 4 時 3 0 分解散

○会場

議 事：市役所 2 階 201 会議室

施設見学：緑水コンポストセンター

見附市一般廃棄物最終処分場

○出席者

見附市環境審議会委員 8 名（委員総数 1 3 名）

事務局（都市環境課） 4 名

1. 開 会

見附市環境審議会委員 1 3 名中 8 名の出席

→ 過半数を超えているため見附市環境審議会規則第 5 条 2 項により審議会成立

2. 開会あいさつ

都市環境課長

環境審議会長

3. 議 事 令和 6 年度 事業計画進捗報告について

令和 6 年度事業計画については第 1 回審議会では報告の内容から変更は無し。

【生活環境】No.3 「空家の適正管理」

9 月議会での議決を経て、『見附市空家等の適正管理に関する条例』を改正。

内容としては、『空家等対策の推進に関する特別措置法』が改正されたことに伴い、放置すると「特定空家」になるおそれがある空家として、新たに「管理不全空家」が設けられたことを受け、見附市の条例にも「管理不全空家」に関する規定を設け、指導・勧告などができるよう改正した。

【地球環境】No.1 5 「環境負荷の少ないエネルギー等の推進」

非化石エネルギーの利用促進、省エネルギーのための設備の設置補助として行っている「新エネルギー補助金」事業（今年度予算 5 0 0 万円）では、本日現在で太陽光発電システム：5 件、エネファームシステム：1 件、定置型蓄電池：6 件、合計 1 2 件の申請を受けた。予算執行額 2 2 0 万、執行率は 4 5. 7 %、申請受け付け継続中。

【参加行動】No.1 9 「市民力を活かしたエコアクション in みつけの開催」

8 月 4 日にネーブルみつけにて開催、企業や市民 2 8 団体が展示ブースを設け、環境に関する様々な提案や催しを行った。来場者数 1, 3 2 8 名。

この他にも「パートナーシップ」としては、市民団体「きれいなまちをつくる会」が活動

終了したことから、春秋開催のクリーン作戦を市が引き継ぎ、4月は市内一斉でコミュニティ、町内、子供会が参加、秋（10月27日）は産業団地で進出企業を中心に開催、参加者合計1,822名、可燃ごみ770kg、不燃ごみ410kgを回収した。

（以上報告）

質 疑 ① 「空家対策について」

Q.【委員】『見附市空家等の適正管理に関する条例』を改正について、今までの空家の法律と新しく改正された、いわゆる「管理不全空家」という名称が付くとどのように変わるのか詳しく説明していただきたい。

A.【市】これまで指導できるカテゴリとして、かなり状態が酷く倒壊もあり得る状態の「特定空家」のみであったが、もう一步前の「管理不全空家」という新しいカテゴリが設けられた。「お願い」ではなく「指導」「勧告」が出来る。
土地の固定資産税について、更地にならなくても軽減が解除される旨を勧告出来るようになったというところが今迄との大きな変更点になる。

Q.【委員】勧告を受けた場合どの状況から固定資産税の減額が解除されるのか。

A.【市】更地になると6分の1の軽減というのは無くなる。

「管理不全空家」「特定空家」に該当した場合には、建物が立っていたとしても条件に該当すれば「住宅用地特例」を解除することができるようになる。

ただし、「特定空家」に関しては解体後3年間は前と同じく6分の1のまま低い水準にしておくというような軽減のルールがある。

質 疑 ② 火災ごみについて

Q.【委員】8月22日の火災について、現場は片付けが進んでいないようだが、火災ごみは本人が処理とのことで放置されているのか。

A.【市】基本的には火災が起きた家屋は個人の所有物ということで、個人で処理をしていただくことが原則。ただし、過去の事例や他市の状況も踏まえ「半焼以上、5棟以上」のものについては解体撤去費等を支援する制度をはじめた。

当課では火災ごみの受け入れ対応している。今回の火災に限らず住宅等に火災が起きた場合のごみ処理手数料は減免をしている。

現状としては、1軒は10月中に処理終了。現在は2軒が作業中、その後も順次進んでいく見込み。

4. 視 察

- ・ 緑水工業㈱ 「緑水コンポストセンター」（長岡市北荷頃字高森1517-2）
- ・ 見附市一般廃棄物最終処分場（見附市堀溝町408）